

経験した医療機器の種類			当該管理者が販売できる医療機器				
			高度管理医療機器	コンタクトレンズ	補聴器	家庭用電気治療器	管理医療機器
経験年数	施行日の前後						
1. 高度管理医療機器	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	○	○	○	○	○
	1年	前・またがる	×	○	○	○	○
		後	×	○	○	○	○
2. コンタクトレンズ	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	×	○	○	○	○
	1年	前・またがる	×	○	○	○	○
		後	×	○	○	○	○
3. 補聴器	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	×	×	○	×	×
	1年	前・またがる	×	○	○	○	×
		後	×	×	○	×	×
4. 家庭用電気治療器	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	×	×	×	○	×
	1年	前・またがる	×	○	○	○	×
		後	×	×	×	○	×
5. 医療機関向け管理医療機器	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	×	×	○	○	○
	1年	前・またがる	×	○	○	○	×
		後	×	×	○	○	×
6. その他家庭用の管理医療機器及び一般医療機器	3年	前・またがる	○	○	○	○	○
		後	×	×	×	×	×
	1年	前・またがる	×	○	○	○	×
		後	×	×	×	×	×

(注) 医療機器の種類と経験年数の考え方

※1 施行日(H.18.4.1)前は医療機器の種類を問わない。施行日時点で引き続き販売等を継続する場合は施行日前の取り扱いに準ずる。

※2 施行日後の経験としては、高度管理医療機器>コンタクト>医療機関向け管理医療機器>補聴器≠家庭用電気治療器>その他家庭用管理医療機器≠一般医療機器とし、その他家庭用管理医療機器及び一般医療機器は経験年数積算の対象としない。